

都道府県労働局相談コーナーの利用について ～東北ブロック～

- ① 受付時に、相談を希望する労働局名をお知らせください。
 - ② 労働局別の番号札をお渡しします。
 - ③ 相談コーナー会場内で、順番に番号でお呼びします。
 - ④ 待ち時間の目安については、受付番号札に記載の目安時刻を参考にさせていただくか、相談コーナー会場内に各労働局の相談の進行状況を表示しておりますので、ご確認のうえ、順番が近づいたら会場内中央の待合椅子でお待ちください。
 - ⑤ 説明・相談時間の目安は1回（1人）あたり20～30分程度の予定ですが、時間が前後することがありますので御了承ください。
 - ⑥ 待ち時間を活用し、他機関の相談コーナーを御利用いただいても構いません。なお、他機関の相談コーナーを御利用中に、お呼びする順番が前後することがありますので、御了承ください。
- ※ 順番が前後し時間が経過してしまった場合であっても16時までは相談対応可能ですので、労働局相談コーナー受付が空いている職員にお声掛けください。